

控 訴 状

平成19年4月2日

大阪地方裁判所 御中

〒594 - 1155

大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

控訴人(原告) 小林洋一

〒594 - 8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

被控訴人(被告) 和泉市長 井坂善行

不当利得返還請求事件(住民訴訟)

訴訟物の価額 算定不能

貼用印紙 1万9600円

上記当事者間の大阪地方裁判所平成18年(行ウ)第105号不当利得返還請求事件(住民訴訟)について、平成19年3月22日判決の言渡があり、全部不服であるから下記のとおり控訴を提起する。

原判決の表示

主 文

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 控訴費用は原告らの負担とする。

控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人和泉市長は、稲田順三前和泉市長に対し159万3340円及び平成17年5月21日から支払済まで年5分の割合による金員を和泉市に対して支払うよう請求せよ。
- 3 訴訟費用は第1審、2審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

控訴の理由

控訴人が本訴の請求原因として主張する事実は、原判決の事実摘示欄記載の事実及び控訴審において主張する事実であるが、原判決には法令の適用に誤りがあり、取消しを免れないものである。詳細は追って準備書面をもって陳述する。